

「いこいの家」廃止後の利活用について（概要）

I いこいの家の廃止について

1 これまでの経緯について

- 「いこいの家」は、平成24年度をピークに全体利用者数の減少が続いたことから、利用対象者の拡充など対策を図ってきたが、利用率や利用状況、施設維持などの観点から抜本的な利活用策を講じる必要があった。
- 区内に13か所ある「いこいの家」の利活用について、当初は令和3年度の用途変更を目的に調整を進めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住民説明会等のスケジュールに変更が生じたことから、用途変更の開始を1年繰り延べて令和4年度とした。
- 利活用の方針としては、利用実績、利便性とサービス向上、コストと受益者負担、築年、併設・周辺施設等の状況を踏まえ、「いこいの家利活用（最終案）」を区議会に報告し、用途変更における考え方を以下の4点にまとめた。
 - (1) 団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて介護予防施策の充実を図るための施設に転用し、介護予防やフレイル予防、健康づくり事業等の活動拠点とする
 - (2) 他施設の受入先等として転用することで、地域要望等を反映しつつ、施設の適正配置を図る
 - (3) 地域センターや区民集会所の施設として転用することで、地域住民相互の交流を促進し、地域振興に関する支援の充実を図る
 - (4) 売却等を含め資産活用を図る

2 各施設の用途変更について

No.	いこいの家	併設施設	転用 類型	転用後の活用	築年
1	板橋	・板橋区老人クラブ連合会事務所	(1)	・介護予防優先施設とする ※板橋区老人クラブ連合会事務所は存続	H2
2	蓮根	・蓮根三丁目アパート	(1)	・介護予防優先施設とする	S53
3	桜川		(1) (2)	・介護予防優先施設とする ・桜川地域包括支援センターの受入施設とする	S49
4	前野	・前野地域センター ・エコポリスセンター	(1) (3)	・介護予防優先施設とする ・その他は前野地域センター貸室として活用する	H7
5	大和	・大和集会所	(2)	・富士見地域包括支援センターの受入施設とする ※大和集会所は存続	S58
6	清水	・清水地域センター ・清水地域包括支援センター ・清水図書館	(2)	・ケアルーム赤塚の受入施設とする ※清水地域包括支援センターは存続	H21
7	舟渡	・企業活性化センター	(2)	・産業支援施設として活用を図る	H14
8	中丸	・熊野地域包括支援センター	(3)	・中丸児童遊園内集会所の受入施設とする ※熊野地域包括支援センターは存続	H6
9	なります	・なります児童館 ・成増三丁目集会所	(3)	・併設する成増三丁目集会所の貸室とする ※なります児童館は存続	S56
10	仲宿	・シルバー人材センター木工クラブ	(3)	・併設する仲宿集会所の貸室とする ※シルバー人材センター木工クラブは存続	H3
11	西台	・西台二丁目集会所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※西台二丁目集会所は廃止	H3
12	東新	・東新集会所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※東新集会所は常盤台区民事務所へ移転	S57
13	赤塚	・板橋区シルバー人材センター 生活支援サービス事業所 (ケアルーム赤塚)	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※介護予防優先施設は赤塚健康福祉センターに設置 ※ケアルーム赤塚は清水いこいの家に移転	S63

II 介護予防優先施設における事業展開

1 事業概要

- 団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が年齢を重ねても安心して住み慣れた地域で住み続けることができるよう、地域で支え合うまちづくりを推進し、板橋区版AIPの深化・推進に資するための活動を支援することで、豊かな健康長寿社会と健康寿命の延伸をめざすことを目的として、施設において区の介護予防事業を実施するとともに、介護予防に資する活動を行う自主活動団体（以下「通いの場」）の支援事業を拡充する。
 - (1) 介護予防事業の実施【板橋・蓮根・桜川・前野・赤塚※】
10の筋トレ体験講座、住民主体の通所型サービス、短期集中コース等
 - (2) 通いの場の立上げ支援事業【板橋・蓮根・桜川・前野・赤塚※】
新たに通いの場の立上げを希望する団体への専門職によるアドバイス等
 - (3) 通いの場の継続的な活動を支援する事業【板橋・蓮根・桜川・前野】
介護予防優先施設の利用、専門職の派遣・アドバイス
※赤塚については、当面の期間、通いの場の立上げ支援を希望する団体の育成支援等に注力するため(1)・(2)の事業のみ実施

2 区民集会所の活用

- 通いの場については、令和7（2025）年の参加率8%（国の目標値、区は令和2年4月現在約5.4%）をめざし、介護予防優先施設を中心に区内全域へ介護予防活動を広げていく必要がある。そこで、区民集会所を活用することにより、区民がより身近で気軽に活動できる環境を整備するとともに、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進していく。



【10の筋トレ】グループ活動

III その他施設への転用

- 区内に19か所ある「地域包括支援センター」は、地域の高齢者人口等を考慮した設置数となっているものの、一部施設について管轄区域外にあることからいこいの家を活用して適正配置を進める。
 - ・桜川地域包括支援センター→桜川いこいの家
 - ・富士見地域包括支援センター→大和いこいの家
- 赤塚いこいの家の廃止（建物閉鎖）に伴い、介護予防・訪問介護サービスを提供する「ケアルーム赤塚」を清水いこい家に移転する。
- 舟渡いこいの家廃止後は、創業支援や経営支援等の拡充に向けて活用していくことで、区内産業の活性化を促進する。
- 地域センターや区民集会所の施設として転用することで、地域住民相互の交流や活動の場を提供することで、地域振興に関する支援を図る。
 - ・前野町三丁目集会所の代替→前野いこいの家
 - ・中丸児童遊園内集会所の代替→中丸いこいの家
 - ・成増地域集会所の代替→なりますいこいの家
 - ・仲宿集会所の拡充→仲宿いこいの家
- 施設の老朽化や行政需要などを総合的に判断し、売却等を含め資産活用を図る。
 - ・西台いこいの家、東新いこいの家、赤塚いこいの家

IV フリースペースの確保

- これまで多目的室（多世代交流の場）では、高齢者を中心に囲碁や将棋など趣味活動が行われてきたが、利用者の減少や特定化といった課題があった。このことを踏まえ、いこいの家廃止後は可能な限り、同施設や近隣施設の中に、区のブランド戦略を意識した「小さな絵本館」等を設置し、絵本読み聞かせなどの事業を展開していくことで、多世代が憩えるスペースとして、より一層充実を図っていく。

「いこいの家」廃止後の 利活用について

令和3年9月
健康生きがい部

1. これまでの経緯

○昭和 49 年に高齢者の居場所確保や健康増進等を目的に、60 歳以上の区民を対象とする入浴事業や教養講座を実施する地域の高齢者の憩いの場となる施設を旧大谷口いこいの家として設置して以降、最大で 16 か所区立いこいの家（以下、「いこいの家」）を整備してきた。

○その後、社会情勢の変化等に伴い、利用者数は平成 24 年度をピークに減少傾向が続いたことから、高齢者に限定しない多世代が活用できる施設への転換等が求められるようになり、以下の措置を講じてきた。

【平成 28 年度】

利用者の年齢制限（60 歳以上）を撤廃

多目的室（無料）を設置（全館）

入浴事業の実施回数を週 4 回→2 回へ変更

介護予防スペースを設置（板橋／前野／桜川／蓮根／赤塚）

地域包括支援センターを併設（中丸／清水）

【平成 29 年度】

多目的室、介護予防スペース以外の部屋を貸室に転換

入浴事業を廃止し、浴室改修工事を実施

【平成 30 年度】

利用者要件を変更…区民集会所と同要件へ変更

浴室改修後の施設（音楽練習室、洋室、調理室）の貸出開始（6 月～）

○上記のとおり、旧来の高齢者向けの施設から多世代が利用できる施設へシフトさせてきたが、見直し後も利用率が低い施設があること、また利用状況や施設維持などを含めて、抜本的な利活用策を講じる必要性があった。

○そこで、区内に 13 か所ある「いこいの家」の利活用について、令和 3 年度の用途変更を目途に調整を進めていたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住民説明会等のスケジュールに変更が生じたことから、用途変更の開始を 1 年繰り延べて令和 4 年度とした。

2 いこいの家変遷

年	内 容
昭和49年	東京都板橋区立老人いこいの家条例公布施行 大谷口、中台、桜川老人いこいの家開設
昭和50年	仲宿いこいの家開設（現まちづくり推進住宅所在地）
	清水いこいの家開設（旧清水出張所併設）
昭和51年	板橋いこいの家開設（旧板橋出張所、南部公園事務所併設）
	前野いこいの家開設（前野公園内）
昭和53年	蓮根いこいの家開設（蓮根三丁目アパート内）
昭和54年	大山西町いこいの家開設（板橋交通公園管理舎併設）
昭和56年	さかうえいこいの家開設（さかうえ保育園、児童館併設）
	なりますいこいの家開設（なります児童館、集会所併設）
	大谷口いこいの家改築
昭和57年	東新いこいの家開設（旧東新ベビールーム、東新集会所併設）
昭和58年	大和いこいの家開設（大和集会所併設）
昭和63年	赤塚いこいの家開設（旧赤塚五丁目集会所併設）
平成2年	板橋いこいの家を現在地に移転・改築
平成3年	中台いこいの家を移転・改築し、西台いこいの家として開設
	仲宿いこいの家を現在地に移転・改築
平成6年	中丸いこいの家を現在地に移転・改築
平成7年	前野いこいの家現在地に移設（エコポリスセンター内）
平成14年	舟渡いこいの家開設し地域交流施設として有料貸出
平成17年	大山西町いこいの家廃止
平成22年	さかうえいこいの家廃止、清水いこいの家改築
平成25年	入浴事業の回数減（週6日→4日）
平成28年	かくしゃく講座廃止（一部ふれあい館で実施）
平成28年	入浴事業の回数減（週4日→2日）、年齢制限の撤廃
	多目的室の設置、介護予防スペース設置 地域包括支援センター設置（熊野）
平成29年	入浴事業の廃止
	施設有料貸出開始
令和元年	大谷口いこいの家廃止

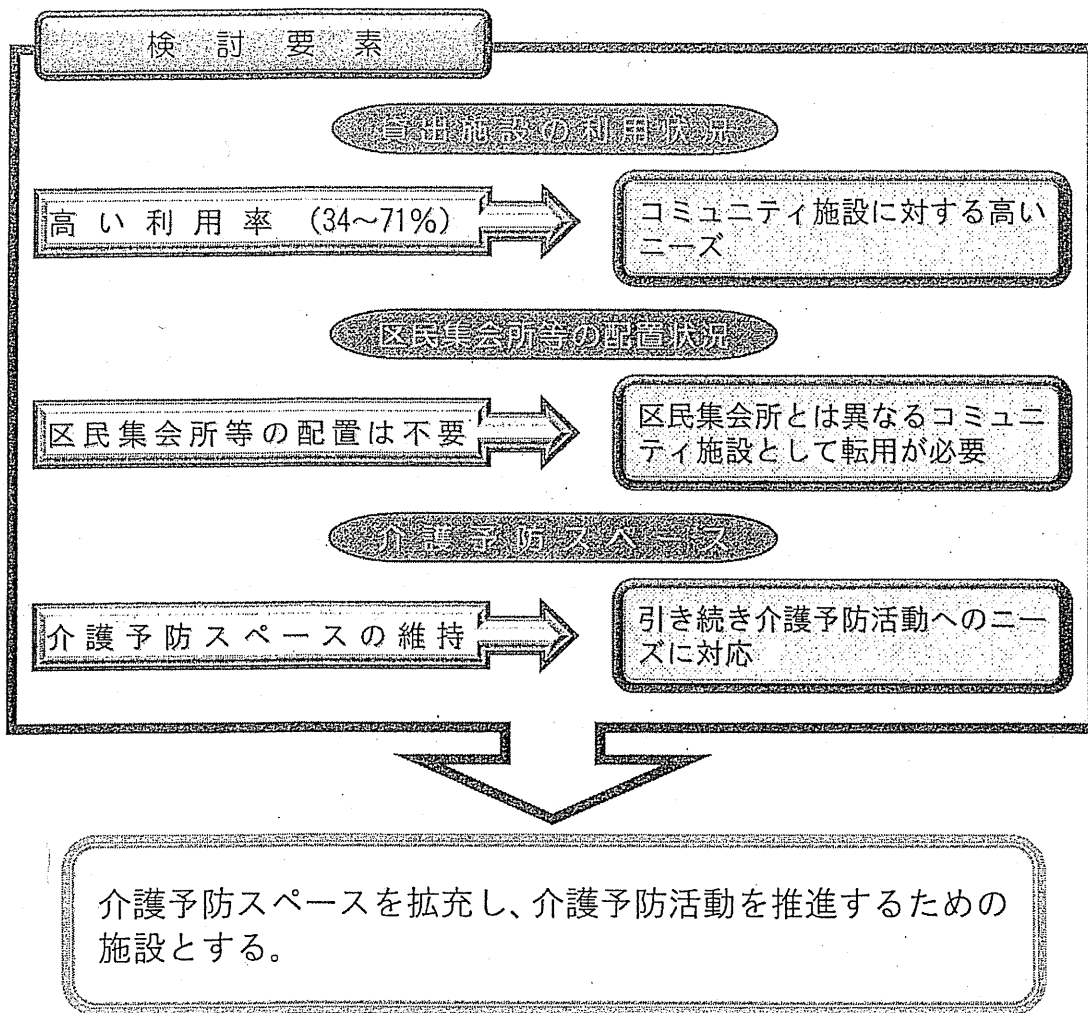
3 利活用における考え方

○利活用の方針について、利用実績、利便性とサービス向上、コストと受益者負担、築年、併設・周辺施設等の状況を踏まえ、「いこいの家利活用（最終案）」を区議会に報告し、用途変更における考え方を以下の4点にまとめた。

- (1) 団塊世代が75歳以上となる令和7年（2025年問題）に向けて介護予防施策の充実を図るための施設に転用し、介護予防やフレイル予防、健康づくり事業等の活動拠点とする
- (2) 他施設の受入先等として転用することで、地域要望等を反映しつつ、施設の適正配置を図る
- (3) 地域センターや区民集会所の施設として転用することで、地域住民相互の交流を促進し、地域振興に関する支援の充実を図る
- (4) 売却等を含め資産活用を図る

No.	いこいの家	併設施設	転用 類型	転用後の活用	築年
1	板橋	・板橋区老人クラブ連合会事務所	(1)	・介護予防優先施設とする ※板橋区老人クラブ連合会事務所は存続	H 2
2	蓮根	・蓮根三丁目アパート	(1)	・介護予防優先施設とする	S53
3	桜川		(1) (2)	・介護予防優先施設とする ・桜川地域包括支援センターの受入施設とする	S49
4	前野	・前野地域センター ・エコポリスセンター	(1) (3)	・介護予防優先施設とする ・その他は前野地域センター貸室として活用する	H 7
5	大和	・大和集会所	(2)	・富士見地域包括支援センターの受入施設とする ※大和集会所は存続	S58
6	清水	・清水地域センター ・清水地域包括支援センター ・清水図書館	(2)	・ケアルーム赤塚の受入施設とする ※清水地域包括支援センターは存続	H21
7	舟渡	・企業活性化センター	(2)	・産業支援施設として活用を図る	H14
8	中丸	・熊野地域包括支援センター	(3)	・中丸児童遊園内集会所の受入施設とする ※熊野地域包括支援センターは存続	H 6
9	なります	・なります児童館 ・成増三丁目集会所	(3)	・併設する成増三丁目集会所の貸室とする ※なります児童館は存続	S56
10	仲宿	・シルバー人材センター木クラブ	(3)	・併設する仲宿集会所の貸室とする ※シルバー人材センター木クラブは存続	H 3
11	西台	・西台二丁目集会所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※西台二丁目集会所は廃止	H 3
12	東新	・東新集会所	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※東新集会所は常盤台区民事務所へ移転	S57
13	赤塚	・板橋区シルバー人材センター 生活支援サービス事業所 (ケアルーム赤塚)	(4)	・売却等を含め資産活用を図る ※介護予防優先施設は赤塚健康福祉センターに設置 ※ケアルーム赤塚は清水いこいの家に移転	S63

《 板橋いこいの家利活用 》

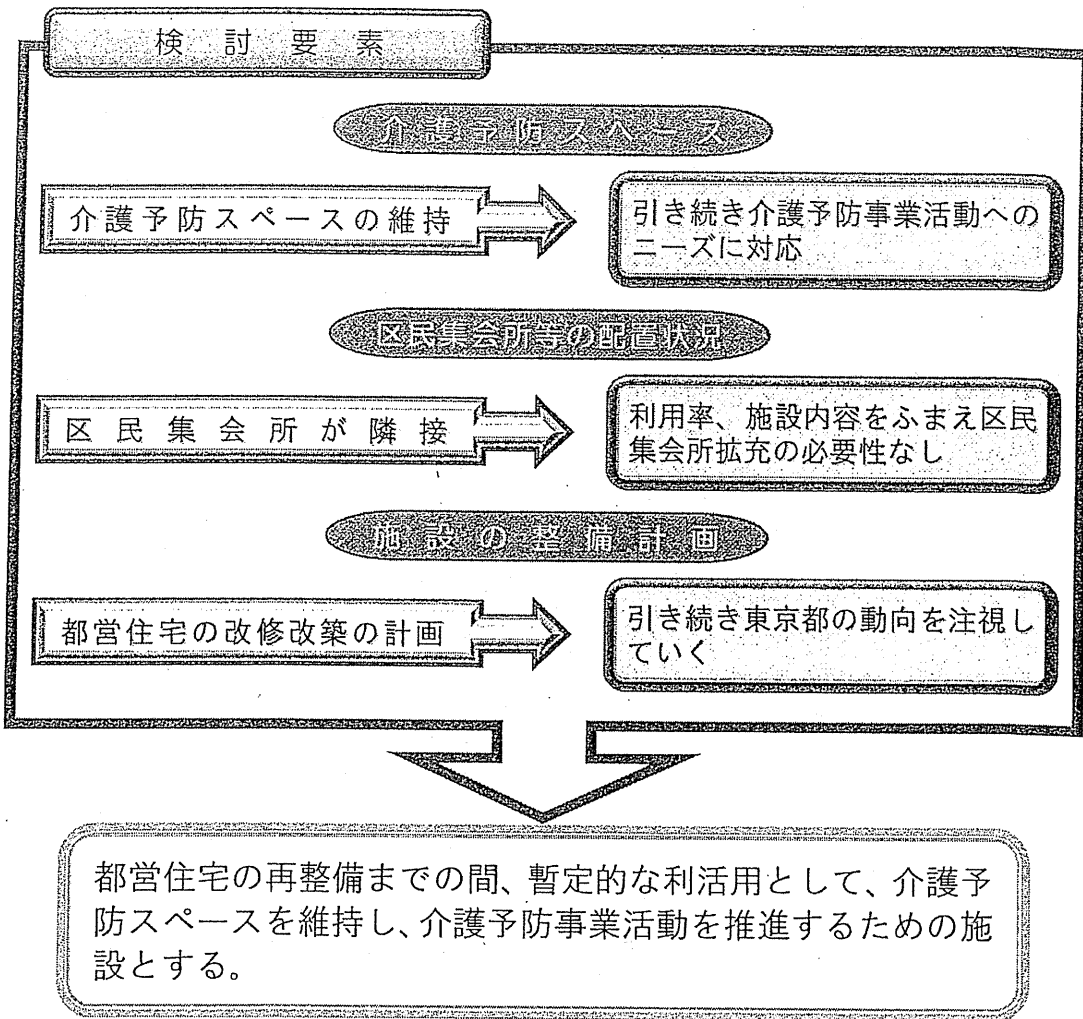


施設の状況

現 況		利 活 用 後		面積(m ²)
1階	事務室	事務室		26.8
	ロビー(多目的室)	フリースペース		49.0
	洋室1(介護予防スペース)	介護 予 防 先 施 設	洋室1	64.0
	洋室2		洋室2	36.0
2階	舞台付和室(多目的室)		舞台付和室	33.0
	和室		和室	37.0
	板橋区老人クラブ連合会		板橋区老人クラブ連合会	41.2

● 施設所管課 おとしより保健福祉センター

《 蓮根いこいの家利活用 》

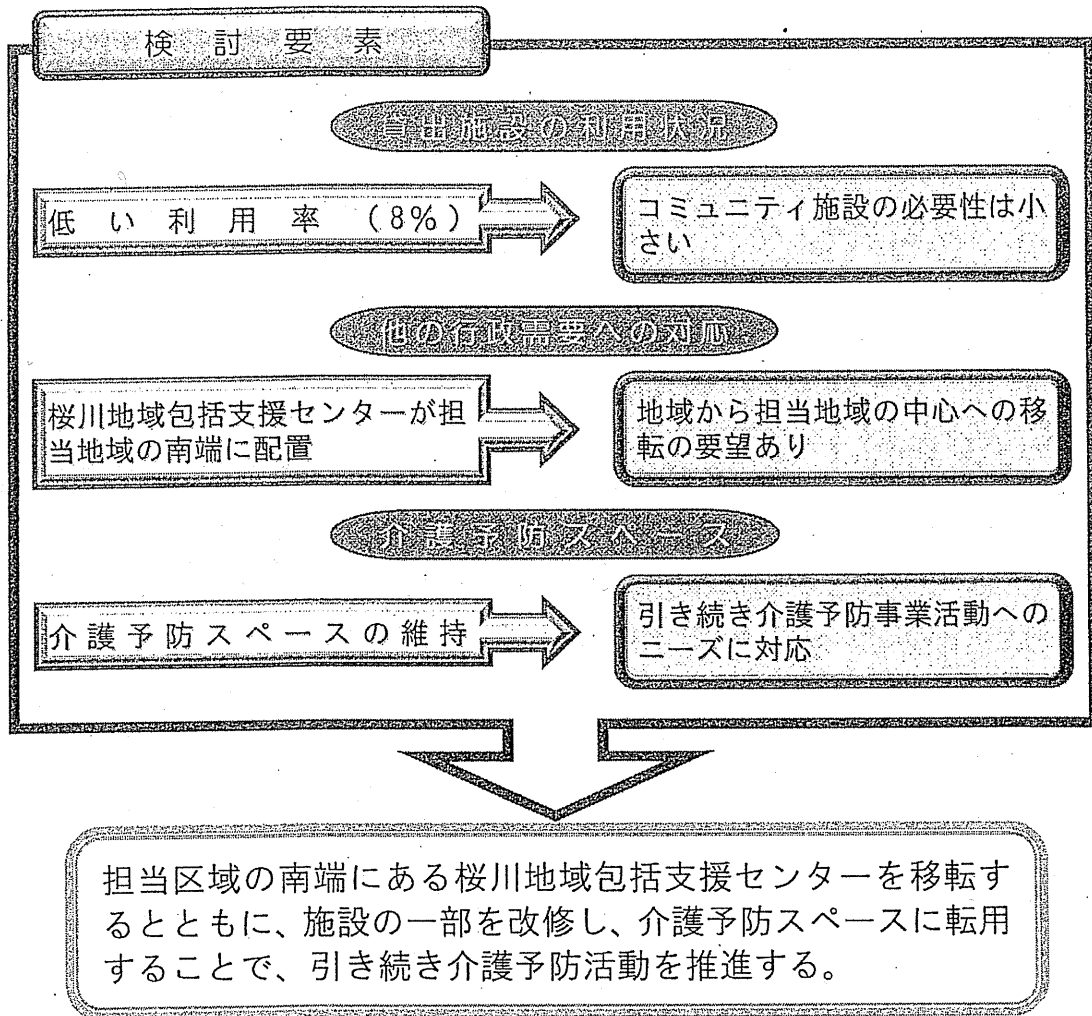


施設の状況

現 況		利 活 用 後		面積(m ²)
1階	事務室	事務室		6.4
	ロビー(多目的室)	フリースペース		15.7
	和室(多目的室)	優先施設 介護予防	和室	18.0
	介護予防 スペース		洋室	56.1
	調理室		調理室(洋室付属)	20.0

● 施設所管課 おとしより保健福祉センター

《 桜川いこいの家利活用 》



施設の状況

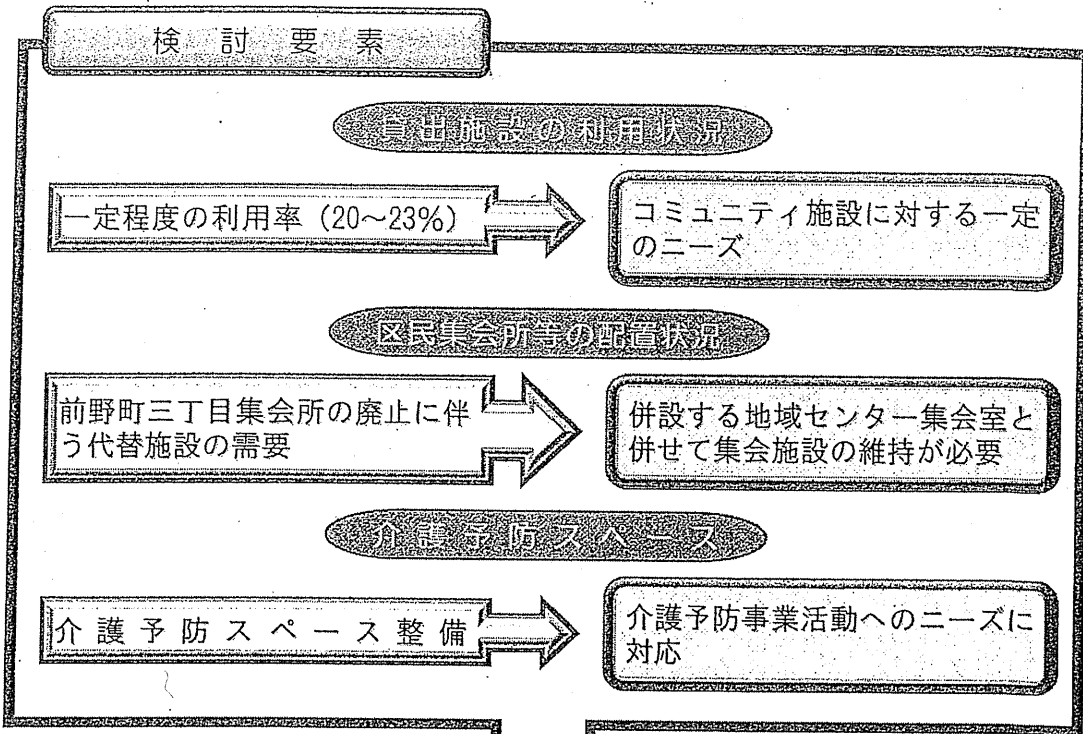
	現況	面積(m ²)
1階	事務室	5.2
	和室(多目的室)	27.5
	洋室	22.7
	洋室(介護予防スペース)	22.7
	文書倉庫	511.3
2階	文書倉庫	



	利活用後	面積(m ²)
	桜川地域包括支援センター	78.1
	介護予防優先施設	40.0
	文書倉庫	471.3
	文書倉庫	

● 施設所管課 おとしより保健福祉センター

《 前野いこいの家利活用 》



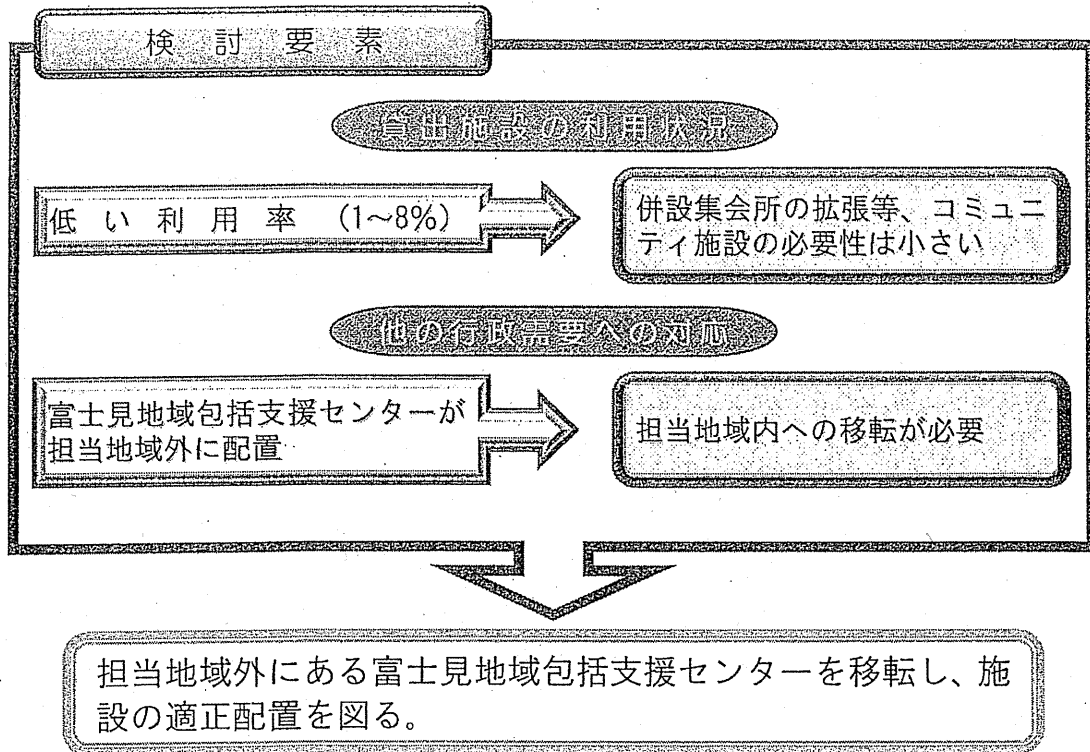
介護予防スペースを、介護予防事業施策の充実を図るための施設として存続する。また、洋室、多目的室(和室)については、地域センター集会室に転用することで、コミュニティ施設へのニーズに対応する。

施設の状況

現 況		利 活 用 後	面積(m ²)
2階	事務室	倉庫等	10.8
	ロビー(多目的室)	ロビー	17.9
	和室(大小)(多目的室)	和室	77.4
	洋室	洋室	26.0
	洋室(介護予防スペース)	介護予防優先施設	55.1

- 施設所管課 環境政策課 (エコポリスセンター指定管理者)
 介護予防優先施設：おとしより保健福祉センター
 集会室：地域振興課 (前野地域センター)

《 大和いこいの家利活用 》

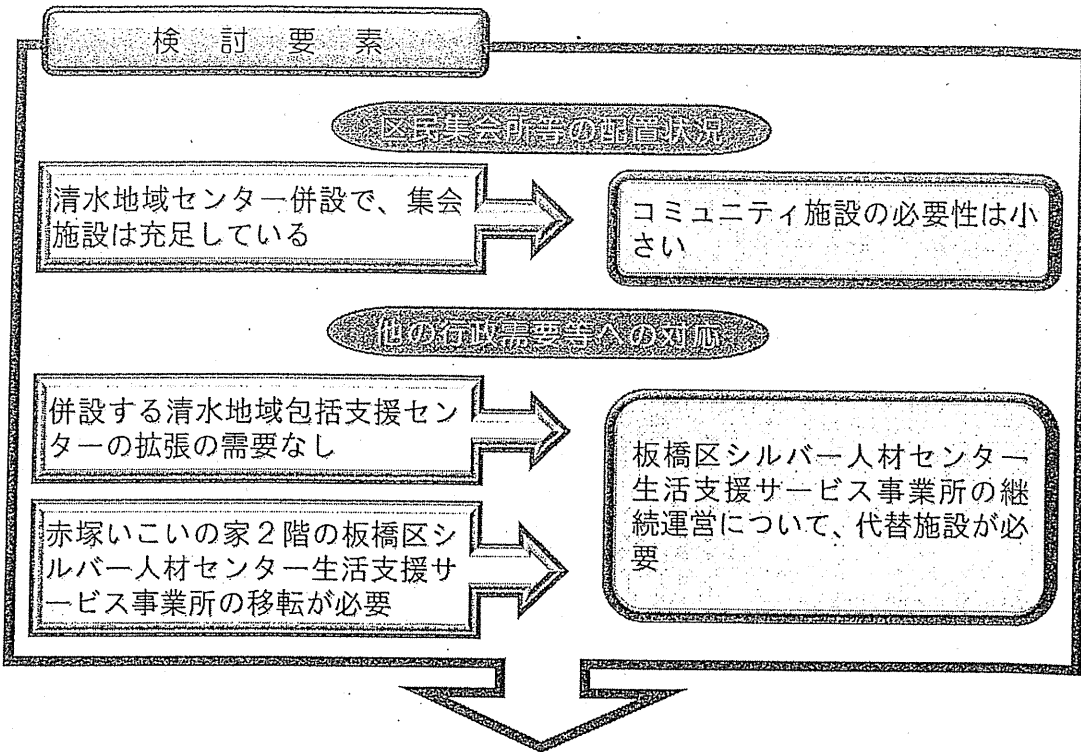


施設の状況

現況		面積(m ²)	利活用後		面積(m ²)
1階	ロビー(多目的室)	21.6	→	フリースペース	21.6
	事務室	23.2		富士見地域包括支援センター	136.2
	和室(多目的室)	40.5			
	茶室(多目的室)	12.8			
	調理室(和室付属)	19.8			
2階	和室(大和集会所)	185.1	和室(大和集会所)		

● 施設所管課 おとしより保健福祉センター

《 清水いこいの家利活用 》



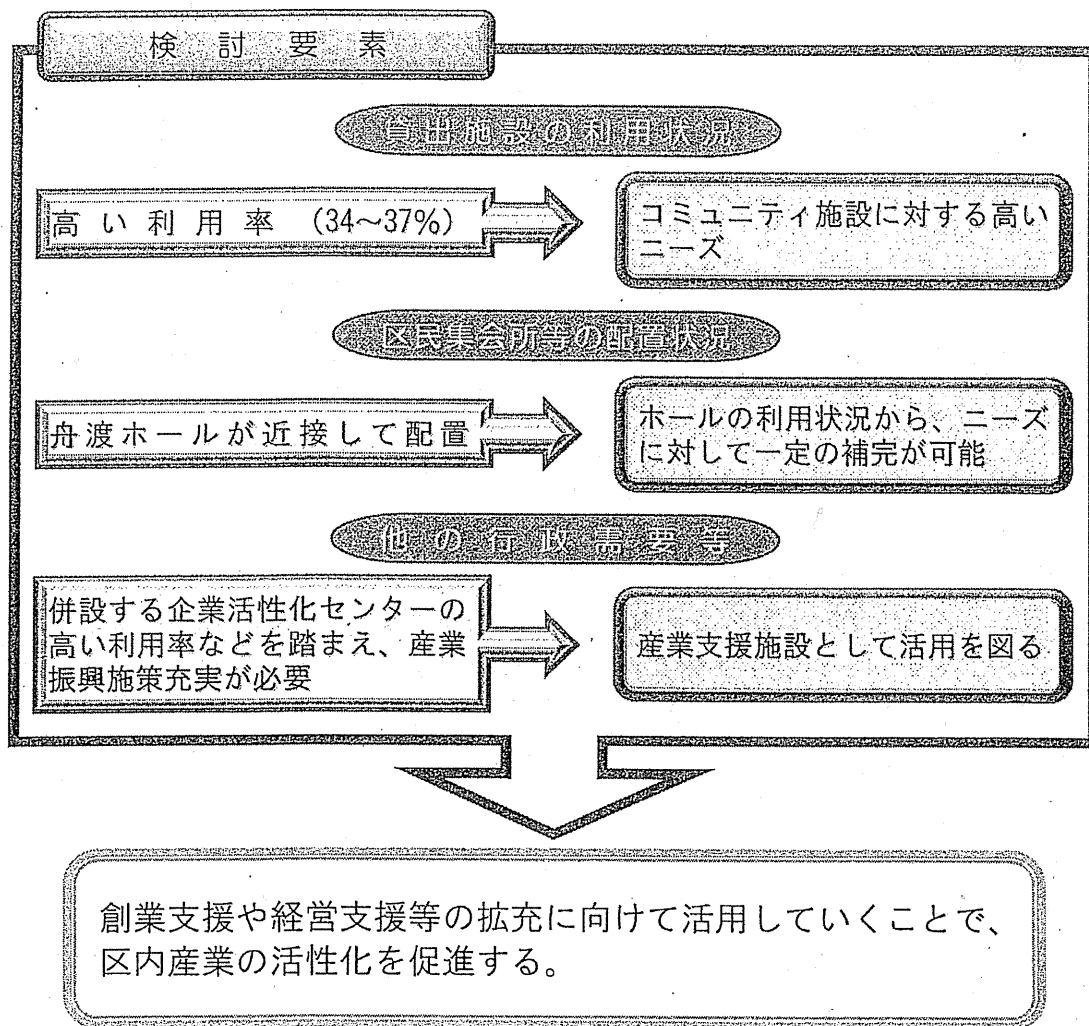
赤塚いこいの家の廃止に伴い、板橋区シルバー人材センター生活支援サービス事業所の移転先として転用する。

施設の状況

現 況		利 活 用 後	
			面積(m ²)
1階	事務室	事務室	17.4
	ロビー(多目的室)	フリースペース	20.0
	和室(多目的室)	板橋区シルバー人材センター生活支援サービス事業所	83.6
	旧脱衣室		
	旧浴室	清水地域包括支援センター	85.1
	地域包括支援センター		

● 施設所管課 おとしより保健福祉センター

《 舟渡いこいの家利活用 》



施設の状況

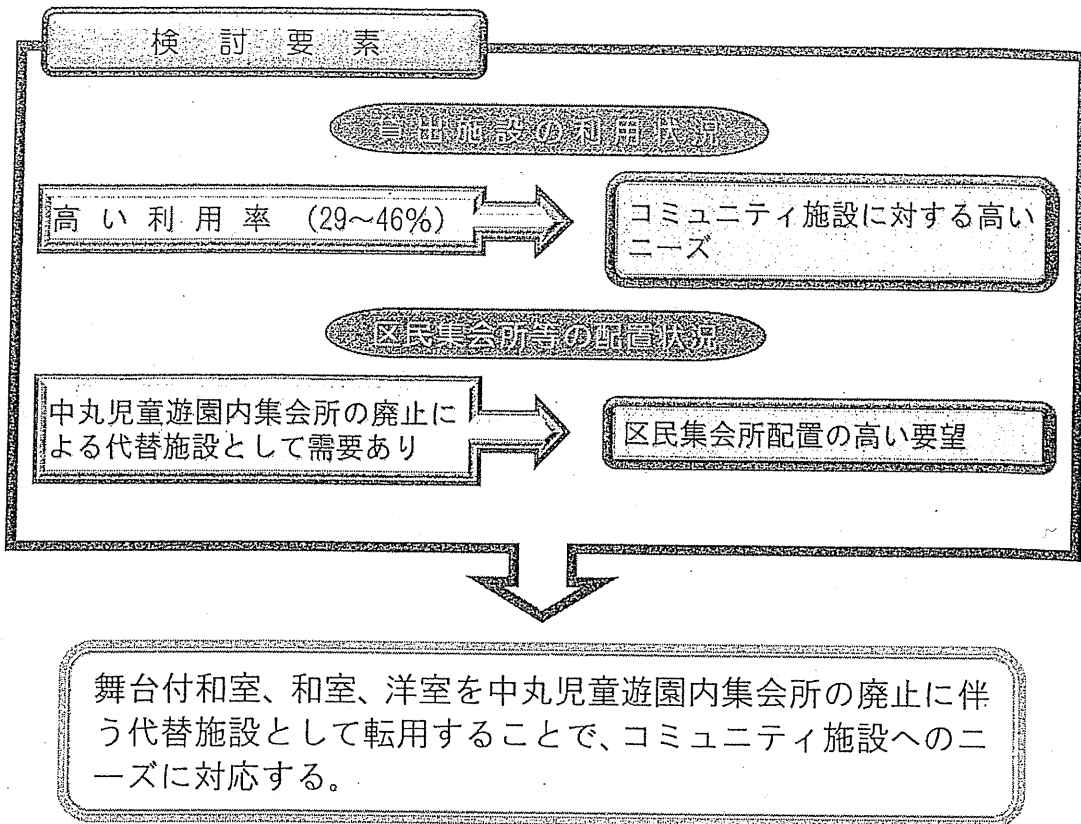
	現況	面積(m ²)
2階	事務室	26.2
	ロビー(多目的室)	54.0
	和室(多目的室)	59.4
	洋室	27.0
	旧浴室	28.6



	利活用後	面積(m ²)
	産業支援施設	321.0

● 施設所管課 産業振興課

《 中丸いこいの家利活用 》

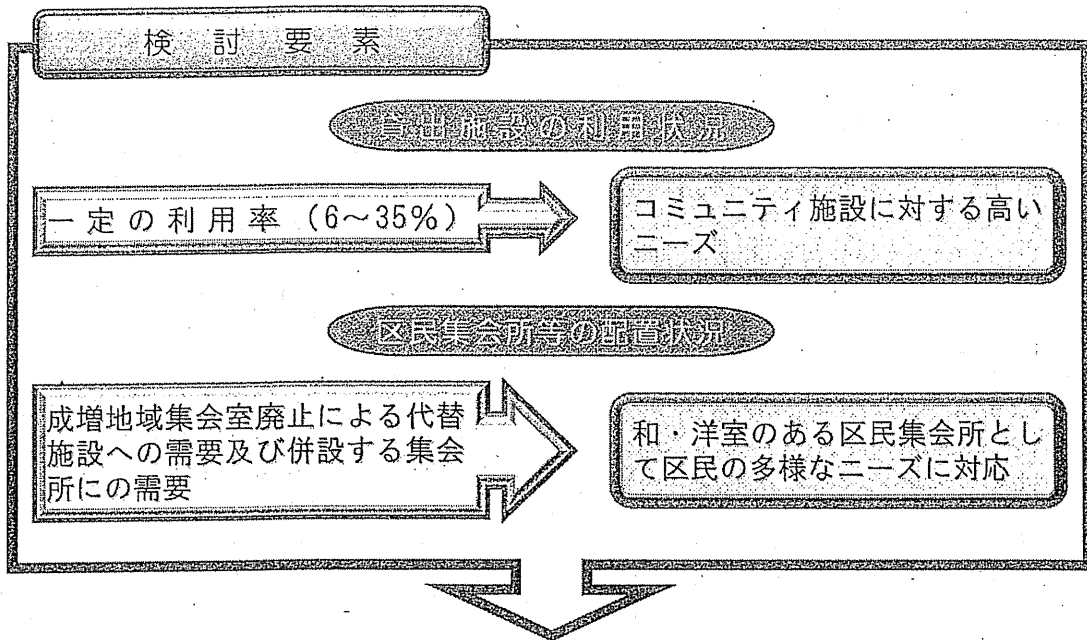


施設の状況

現 況		利 活 用 後		面積(m ²)
1階	事務室	事務室		16.3
	ロビー(多目的室)	フリースペース		20.0
	熊野地域包括支援センター	熊野地域包括支援センター		38.5
	熊野地域センター倉庫	熊野地域センター倉庫		38.7
2階	舞台付和室	舞台付和室		35.0
	和室	和室		29.0
	洋室(多目的室)	洋室		29.0

- 施設所管課 おとしより保健福祉センター
区民集会所：地域振興課（熊野地域センター）

《 なりますいこいの家利活用 》



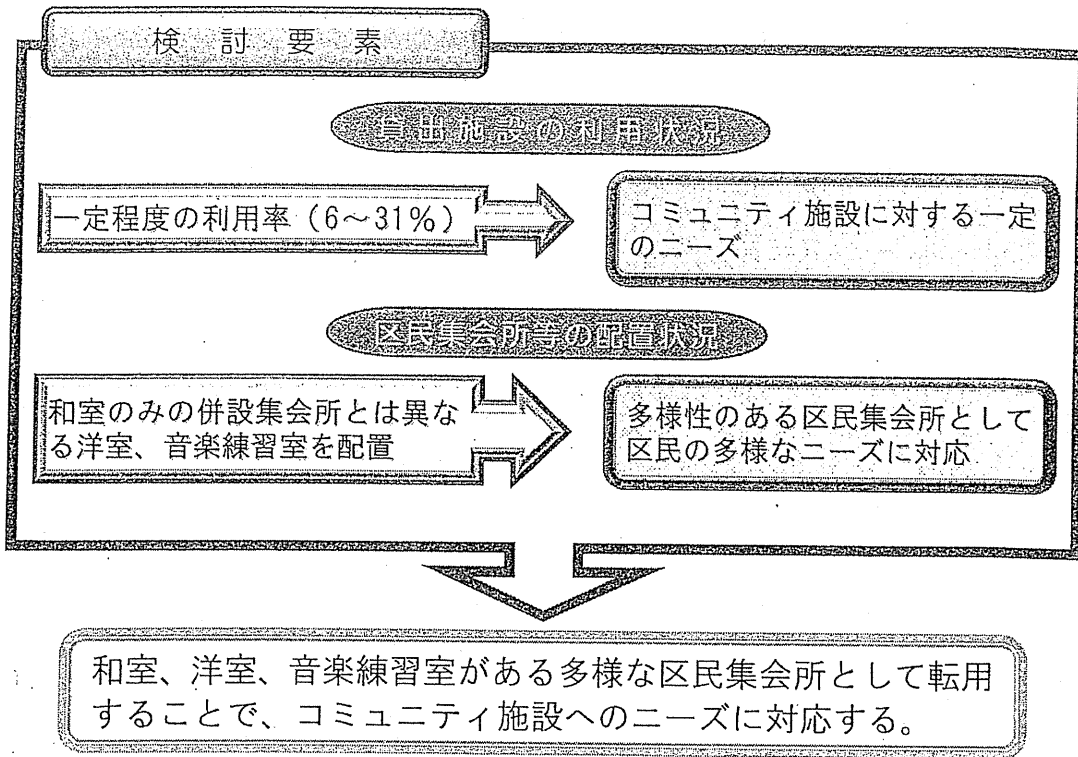
成増地域集会室の廃止に伴う代替施設として転用することで、コミュニティ施設へのニーズに対応する。

施設の状況

現 況		利 活 用 後	面積(㎡)
1階	事務室	事務室	7.2
	ロビー(多目的室)	第2洋室	50.5
	和室	第1和室	50.8
	茶室	第2和室	23.2
	調理室(和室付属)	給湯室(貸室利用者用)	15.8
	成増三丁目集会所(洋室)	成増三丁目集会所(第1洋室)	151.0
2階	なります児童館	なります児童館	398.0

- 施設所管課 子育て支援施設課（なります児童館所管）
 区民集会所：地域振興課（成増地域センター）

《 仲宿いこいの家利活用 》

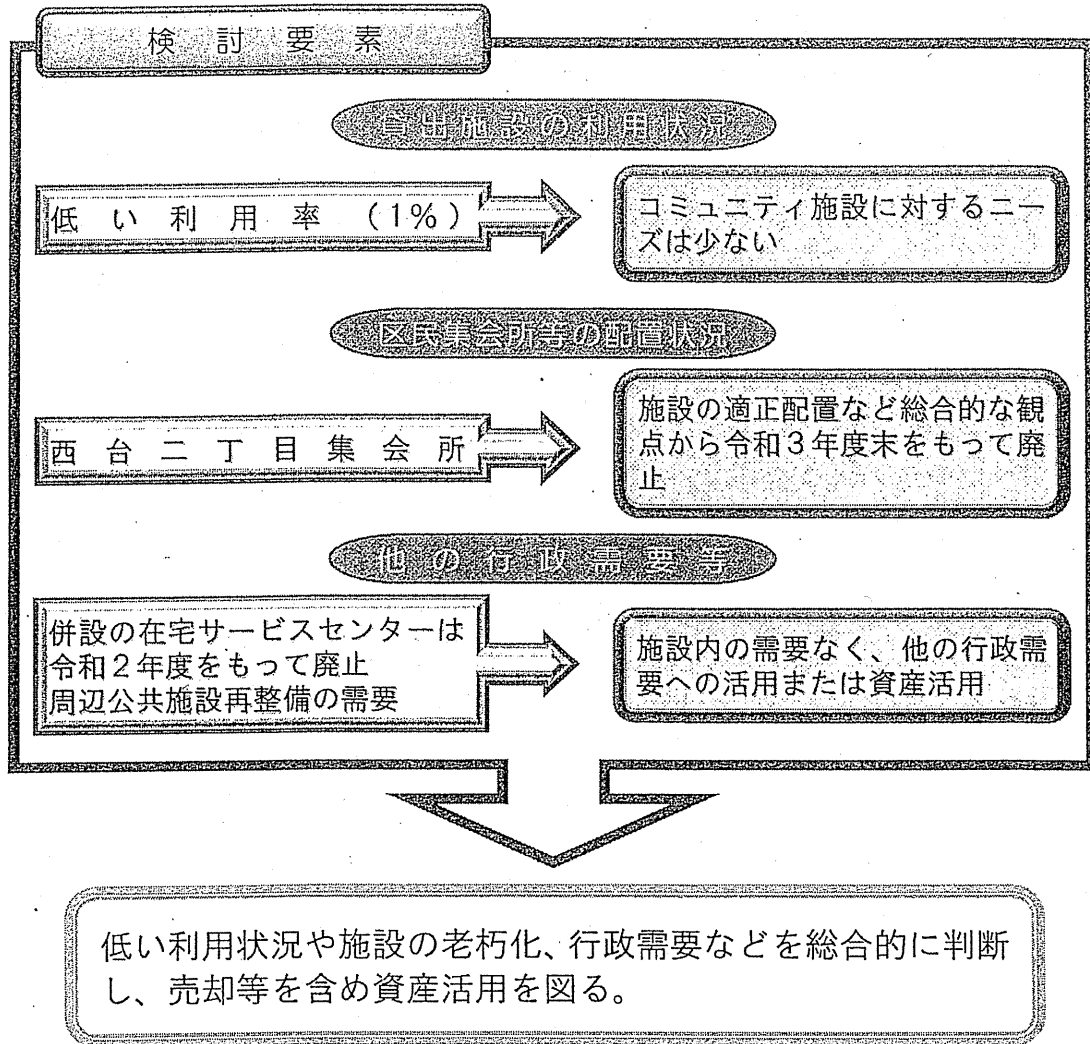


施設の状況

現 況		利 活 用 後	面積(m ²)
1階	事務室	事務室	28.0
	ロビー(多目的室)	フリースペース	42.0
	音楽練習室	音楽練習室	30.7
	1階洋室	1階洋室	27.2
	板橋区シルバー人材センター木工室	板橋区シルバー人材センター木工室	60.6
2階	2階洋室	2階洋室	62.6
	和室(仲宿集会所)	和室(仲宿集会所)	100.3

● 施設所管課 地域振興課（仲宿地域センター）

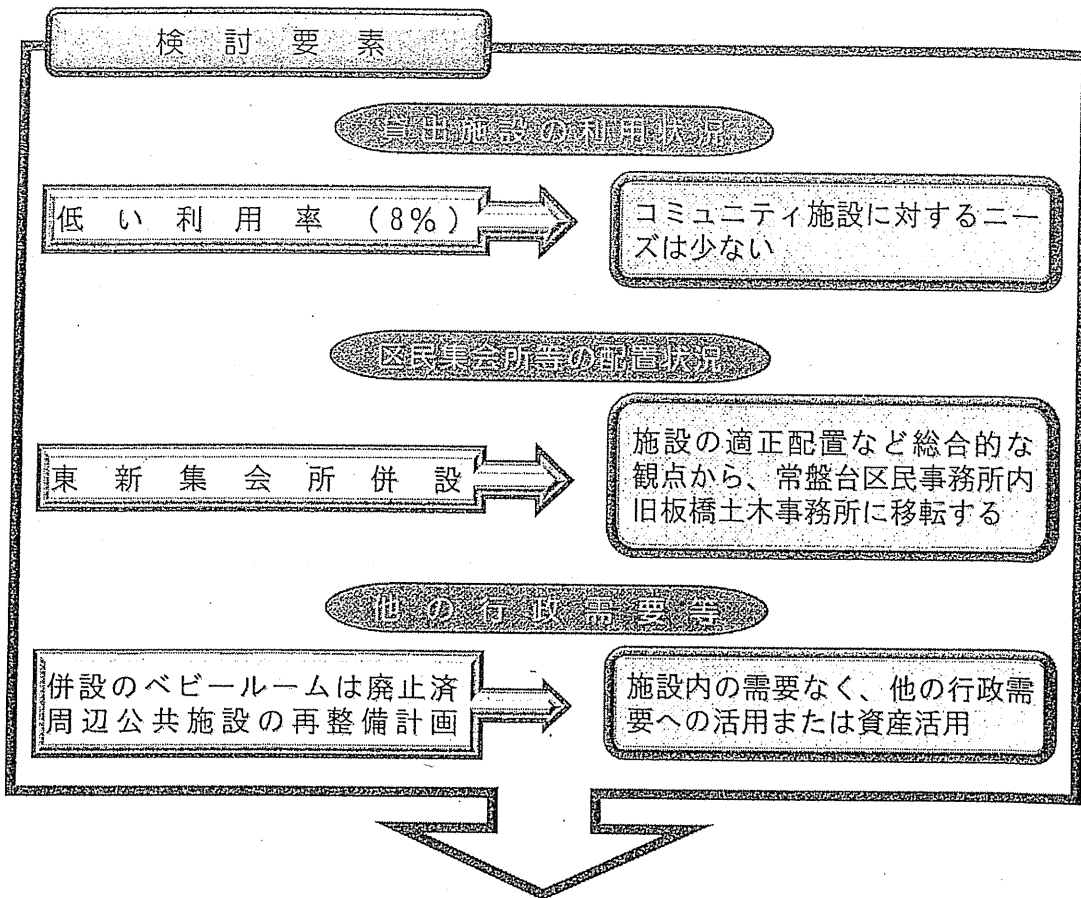
《 西台いこいの家利活用 》



施設の状況

現 況		面積(m ²)	利 活 用 後
1階	事務室	30.4	
	ロビー(多目的室)	36.0	
	舞台付和室(多目的室)	70.1	
	和室	30.6	
	浴室	37.7	
	西台二丁目集会所	101.5	
2階	高齢者在宅サービスセンター	429.0	

《 東新しいこいの家利活用 》



低い利用状況や施設の老朽化、行政需要などを総合的に判断し、売却等を含め資産活用を図る。

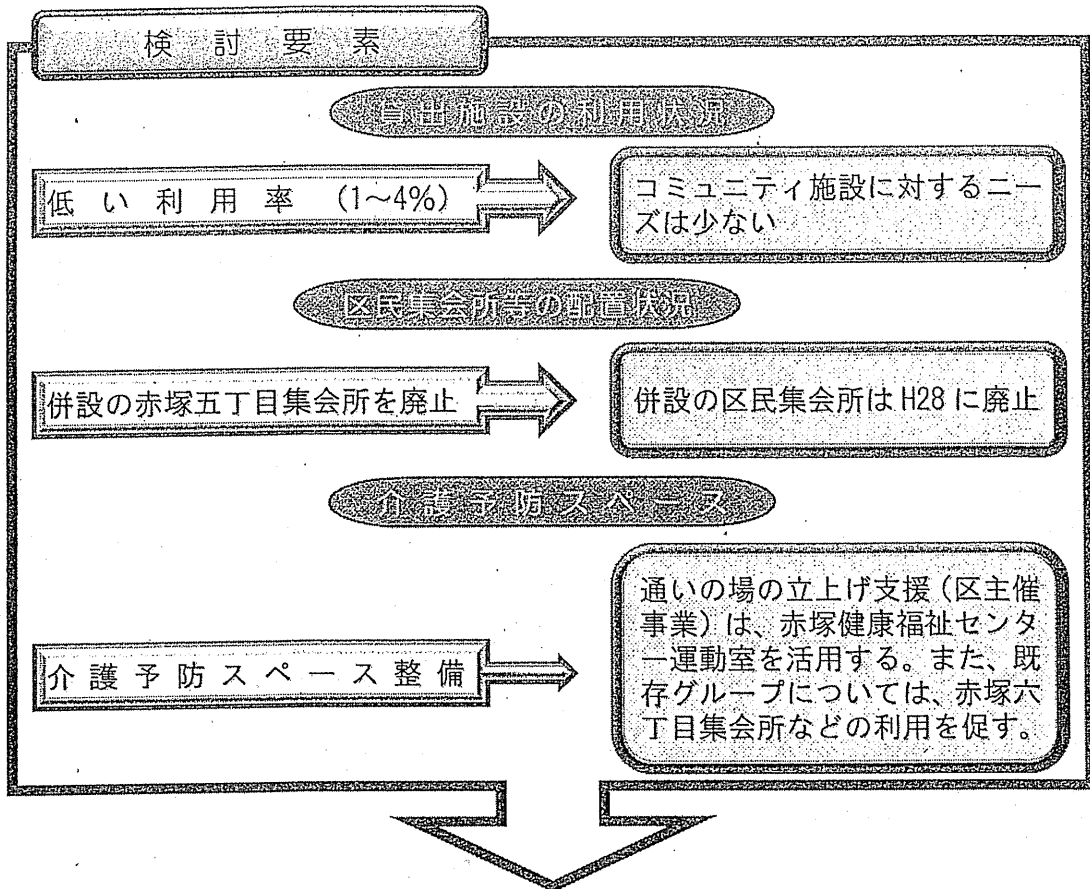
施設の状況

	現況	面積(m ²)
1階	旧東新ベビールーム（閉鎖）	170.0
2階	事務室	8.0
	ロビー（多目的室）	37.0
	和室（多目的室）	45.1
	調理室	18.0
3階	東新集会所	135.3



利活用後
廃止

《 赤塚いこいの家利活用 》



低い利用状況や施設の老朽化、行政需要などを総合的に判断し、売却等を含め資産活用を図る。なお、板橋区シルバー人材センター生活支援サービス事業所は清水いこいの家に移転する。

施設の状況

現 況			面積(m ²)	利 活 用 後
1階	事務室		29.4	
	ロビー(多目的室)		96.2	
	舞台付和室(多目的室)		60.6	
	茶室(多目的室)		22.8	
	和室		39.0	
	音楽練習室		32.7	
	介護予防スペース		67.5	
2階	板橋区シルバー人材センター生活支援サービス事業所		192.5	

4 フリースペースの確保

- これまで、「いこいの家」の多目的室（多世代交流の場）では、高齢者を中心に囲碁や将棋など趣味活動が行われてきたが、利用者の減少や特定化といった課題があった。
- そこで、「いこいの家」廃止後については、より多くの区民が気軽に憩える場として、可能な限り同施設や近隣施設の中にフリースペースを確保するとともに、区のブランド戦略を意識した「小さな絵本館」の設置や、絵本読み聞かせ事業などの展開を見据えた活用を行っていく。

5 介護予防優先施設における事業展開

- 団塊世代が75歳以上となる令和7（2025）年に向けて、高齢者が年齢を重ねても安心して住み慣れた地域で住み続けることができるよう、地域で支え合うまちづくりを推進し、板橋区版A I Pの深化・推進に資するための活動を支援することで、豊かな健康長寿社会と健康寿命の延伸をめざすことを目的として、施設において区の介護予防事業を実施するとともに、介護予防に資する活動を行う自主活動団体（以下「通いの場」）の支援事業を拡充する。

(1) 介護予防事業の実施【板橋・蓮根・桜川・前野・赤塚※】

10の筋トレ体験講座、住民主体の通所型サービス、短期集中コース等の実施

(2) 通いの場の立上げ支援事業【板橋・蓮根・桜川・前野・赤塚※】

新たに通いの場の立ち上げを希望する区民を支援するとともに、自主的な活動として継続できるよう、最初の1年間を支援する。

① 対象

新たに通いの場の立ち上げを希望する区民

② 支援内容

- ア 専門職の講師の派遣による介護予防に関する講座等の実施
- イ 区職員、地域包括支援センター職員の随時の助言等
- ウ 立ち上げまでの間の介護予防優先施設の利用

(3) 通いの場の継続的な活動を支援する事業【板橋・蓮根・桜川・前野】

① 対象

- ア 通いの場として区に登録した団体
- イ 通いの場の立ち上げ支援を終了した団体

ウ 既に介護予防活動の自主活動を行っている団体

③主な登録要件

ア 5人以上のグループで65歳以上の区民が過半数で構成

イ 介護予防活動に資する活動で、月1回以上の自主活動を継続的に行う

ウ 区との連携・協働に協力する（区による活動の周知、区からのアンケートへの協力、講座への参加等）

エ 参加希望者の受け入れを行う

オ 活動計画書及び報告書の提出

④ 支援内容

ア 活動を継続するための専門職等によるアドバイス（派遣、講座等）

イ 区が指定する介護予防優先施設（板橋、前野、桜川、蓮根）の利用

（4）区民集会所の活用

通いの場については、令和7（2025）年の参加率8%（国の目標値、区は令和2年4月現在約5.4%）をめざし、介護予防優先施設を中心に区内全域へ介護予防活動を広げていく必要がある。そこで、登録要件を満たした団体（5-(3)-③）を対象に区民集会所を活用することにより、区民がより身近で気軽に活動できる環境の整備を行い、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していく地域づくりを推進していく。

※赤塚については、当面の期間、通いの場の立上げ支援を希望する団体の育成支援等に注力するため（1）・（2）の事業のみ実施